

◎ 各要介護度における負担額（負担割合1割）

【地域密着型通所介護】（1日あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）			自己負担分	利用者負担（日額）
	介護費	入浴介助加算（Ⅱ）	サービス提供体制加算（Ⅰ）	食費	
要介護1	678	40	22	600	1,340
要介護2	801				1,463
要介護3	925				1,587
要介護4	1,049				1,711
要介護5	1,172				1,834

※送迎は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）

は1回あたり47円/片道の減算となります。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

【第1号通所事業】（一ヶ月あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）		利用者負担	自己負担分	
	介護費	サービス提供体制加算（Ⅰ）	（月額）	食費	
要支援1・ 事業対象	1,798 ※週に1回程度で月4回 を超えた場合	88	1,886	600×利用回数	1月につき
要支援2・ 事業対象	3,621 ※週に2回程度で月8回 を超えた場合	176	3,797	600×利用回数	
要支援1・ 事業対象	436 ※週に1回程度で月4回 以内	88		600×利用回数	1回につき
要支援2・ 事業対象	447 ※週に2回程度で月8回 以内	176		600×利用回数	

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

※介護費に食費（一回あたり600円×利用回数）を加えた額が、一ヶ月の利用料となります。

※入浴は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は1回あたり47円/片道の減算となります。

◎ 各要介護度における負担額（負担割合2割）

【地域密着型通所介護】（1日あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）			自己負担分	利用者負担（日額）
	介護費	入浴介助加算（Ⅱ）	サービス提供体制加算（Ⅰ）	食費	
要介護1	1,356	80	44	600	2,080
要介護2	1,602				2,326
要介護3	1,850				2,574
要介護4	2,098				2,822
要介護5	2,344				3,068

※送迎は介護費に含まれています。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

【第1号通所事業】（一ヶ月あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（2割負担）		利用者負担	自己負担分	
	介護費	サービス提供体制加算（Ⅰ）	（月額）	食費	
要支援1・ 事業対象	3,596 ※週に1回程度で月4回 を超えた場合	176	3,772	600×利用回数	1月につき
要支援2・ 事業対象	7,242 ※週に2回程度で月8回 を超えた場合	352	7,594	600×利用回数	
要支援1・ 事業対象	872 ※週に1回程度で月4回 以内	176		600×利用回数	1回につき
要支援2・ 事業対象	894 ※週に2回程度で月8回 以内	352		600×利用回数	

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

※介護費に食費（一回あたり600円×利用回数）を加えた額が、一ヶ月の利用料となります。

※入浴は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は1回あたり47円/片道の減算となります。

◎ 各要介護度における負担額（負担割合3割）

【地域密着型通所介護】（1日あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（1割負担）			自己負担分	利用者負担（日額）
	介護費	入浴介助加算（Ⅱ）	サービス提供体制加算（Ⅰ）	食費	
要介護1	2,034	120	66	600	2,820
要介護2	2,403				3,189
要介護3	2,775				3,561
要介護4	3,147				3,933
要介護5	3,516				4,302

※送迎は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は1回あたり47円/片道の減算となります。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

【第1号通所事業】（一ヶ月あたり）

（単位：円）

要介護度	保険給付対象分（3割負担）		利用者負担	自己負担分	
	介護費	サービス提供体制加算（Ⅰ）	（月額）	食費	
要支援1・ 事業対象	5,394 ※週に1回程度で月4回を超えた場合	264	5,658	600×利用回数	1月につき
要支援2・ 事業対象	10,863 ※週に2回程度で月8回を超えた場合	528	11,391	600×利用回数	
要支援1・ 事業対象	1,308 ※週に1回程度で月4回以内	264		600×利用回数	1回につき
要支援2・ 事業対象	1,341 ※週に2回程度で月8回以内	528		600×利用回数	

※一ヶ月の保険給付対象分合計に59/1000を乗じた額が、「介護職員処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に12/1000を乗じた額が、「介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）」として加算されます。

※一ヶ月の保険給付対象分合計に11/1000を乗じた額が、「介護職員等ベースアップ等支援加算」として加算されます。

※介護費に食費（一回あたり600円×利用回数）を加えた額が、一ヶ月の利用料となります。

※入浴は介護費に含まれています。

※送迎を実施していない場合（利用者が自ら通う場合、家族が送迎を行う場合等）は1回あたり47円/片道の減算となります。